

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月3日
(2)事業者の氏名又は名称	千葉タクシー株式会社(法人番号8040001065972) 代表者徳田 昭
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市東1丁目3番地12号 (本社営業所) 千葉県柏市東1丁目3番地12号
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年7月3日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月4日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社櫛山交通(法人番号1040001033036) 代表者野山 勝明
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山5丁目1番地26号 (松戸営業所) 千葉県松戸市松飛台中原458-1
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年7月7日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月14日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社ワイエム交通(法人番号1010601029898) 代表者若林 泰治
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区新木場1-6-11号先 (本社営業所) 東京都江東区新木場1-6-11号先
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年7月9日及び令和2年7月16日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月17日
(2)事業者の氏名又は名称	小松川タクシー株式会社(法人番号3011701003089) 代表者中村 政弘
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区松島1-32-20 (本社営業所) 東京都江戸川区松島1-32-20
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年8月17日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月18日
(2)事業者の氏名又は名称	依田 光信
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	文書警告及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年6月30日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年8月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月18日
(2)事業者の氏名又は名称	川名 浩徳
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区 (営業所) 東京都目黒区
(4)行政処分等の内容	文書警告及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年6月18日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月19日
(2)事業者の氏名又は名称	秀野 勝行
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	文書警告及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年6月26日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月24日
(2)事業者の氏名又は名称	高砂自動車株式会社(法人番号6013201003500) 代表者並木 弘
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区目黒1-24-2 (本社営業所) 東京都目黒区目黒1-24-2
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年8月24日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月25日
(2)事業者の氏名又は名称	箱根登山ハイヤー株式会社(法人番号1021001033093) 代表者内田 克美
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県小田原市板橋102番地の3 (小田原営業所) 神奈川県小田原市板橋102番地の3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年1月16日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年8月25日
(2)事業者の氏名又は名称	日本交通株式会社(法人番号8011501015890) 代表者野口 勝巳
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区浮間5-4-51 2階103号 (千住営業所) 東京都足立区千住関屋町19-2
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年7月15日及び令和2年7月21日、無免許運転があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)